働き方改革等の推進について

国土交通省　近畿地方整備局
建政部　建設産業第一課

建設業就業者の現状

国土交通省

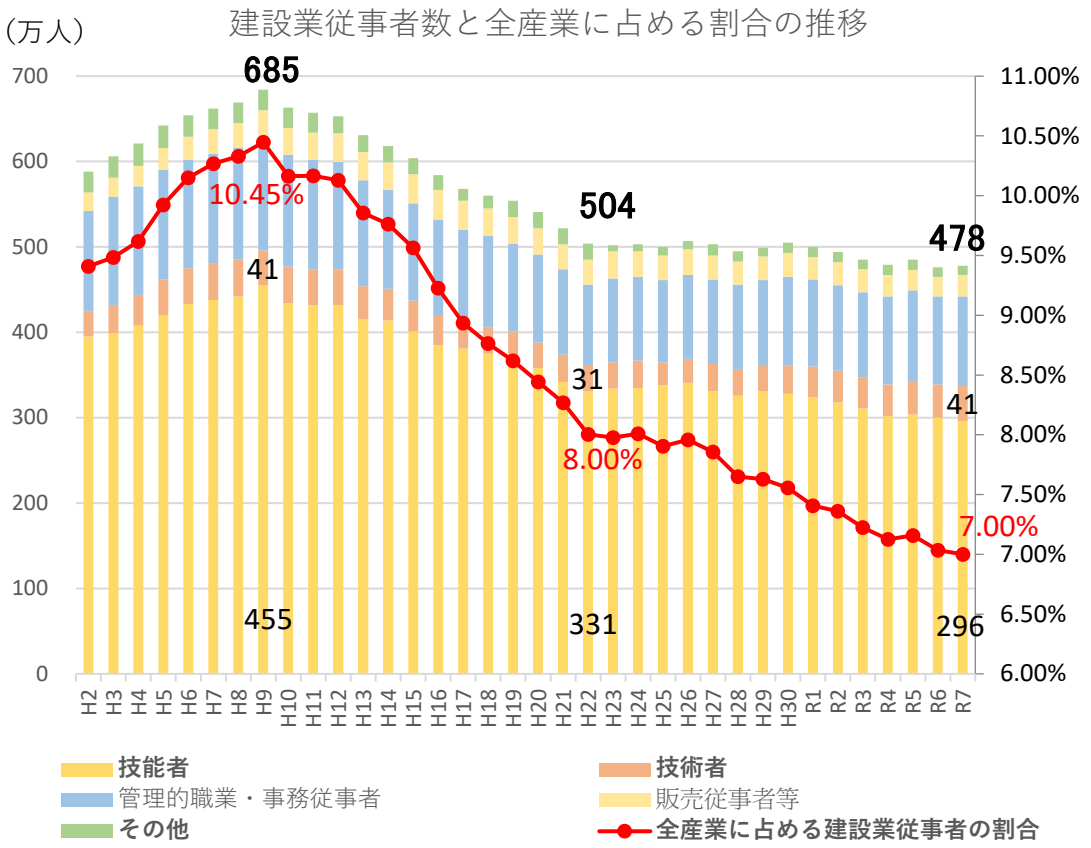
技能者等の推移

＜就業者数ピーク＞　＜建設投資ボトム＞　＜最新＞

○建設業就業者：685万人（H9）　→　504万人（H22）　→　478万人（R7）

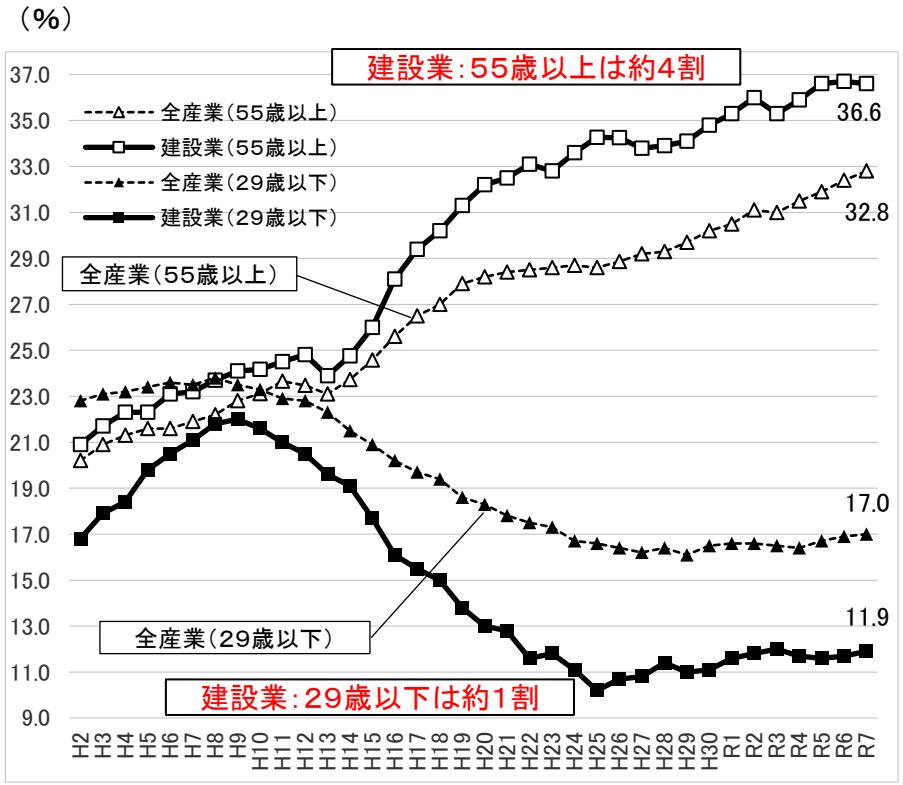
○技術者　　：　41万人（H9）　→　31万人（H22）　→　41万人（R7）

○技能者　　：455万人（H9）　→　331万人（H22）　→　296万人（R7）



建設業就業者の高齢化の進行

○建設業就業者は、55歳以上が36.6%、29歳以下が11.9%と高齢化が進行し、次世代への技術承継が大きな課題。

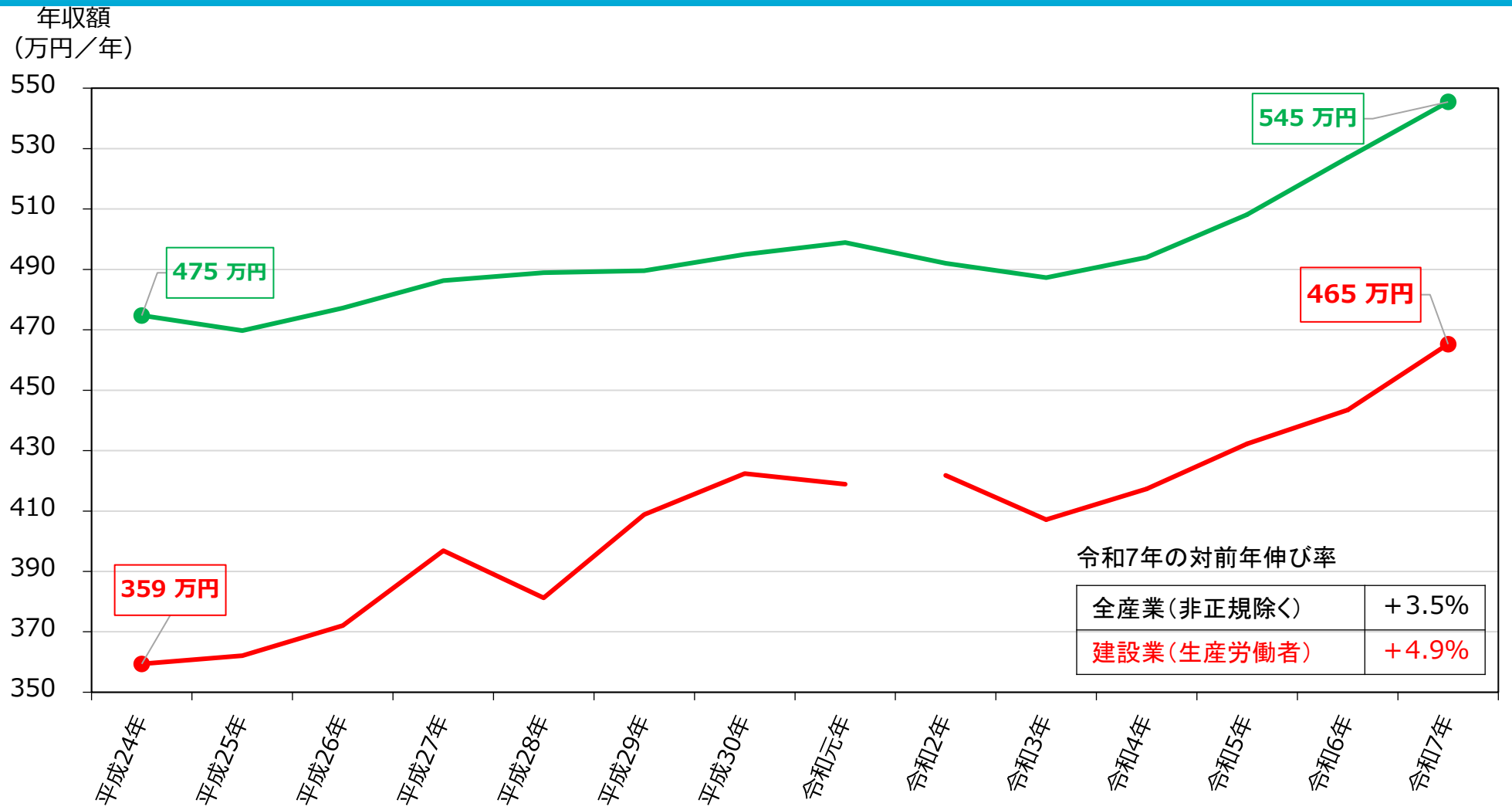


出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1

出典：総務省「労働力調査」（暦年平均）をもとに国土交通省で作成※1※2

（※1　平成23年データは、東日本大震災の影響により推計値　　※2　グラフ上の数値は、記載単位未満の位で四捨五入してあるため、総数と内訳の合計とは必ずしも一致しない）

建設技能者の賃金の推移



（出典）厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（10人以上の常用労働者を雇用する事業所）

※ 年収額＝所定内給与額×12＋年間賞与その他特別給与額

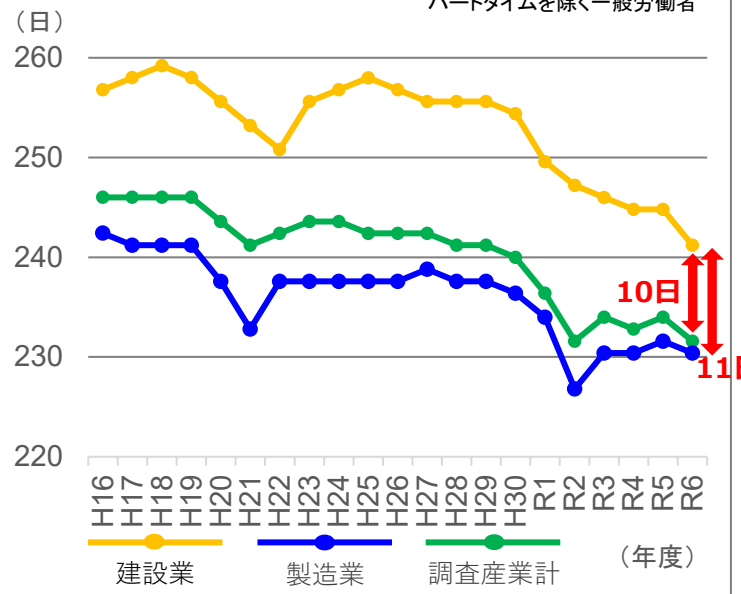
- R2以降は「生産労働者」の区分が廃止されたため、建設業の「建設・採掘従事者」、「生産工程従事者」、「輸送・機械運転従事者」を加重平均して「生産労働者」の額を推計

建設産業における働き方の現状

国土交通省

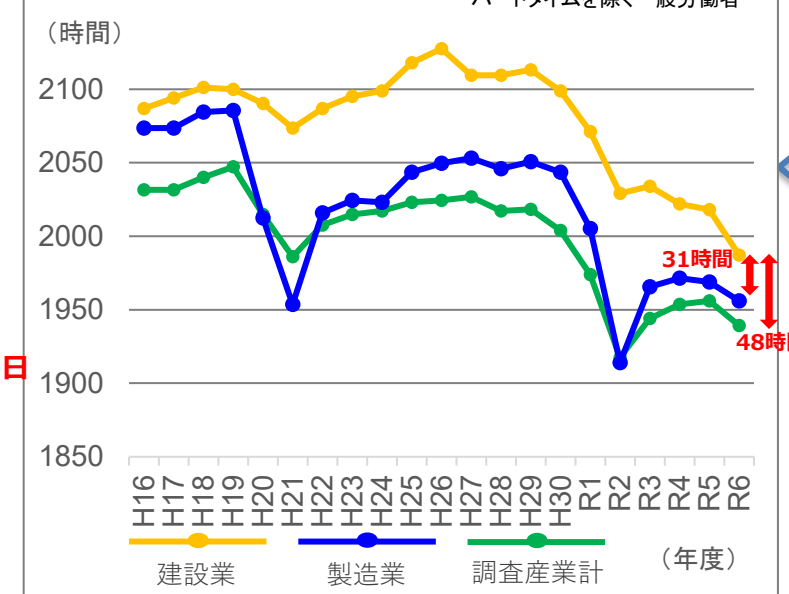
産業別年間出勤日数

○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



産業別年間実労働時間

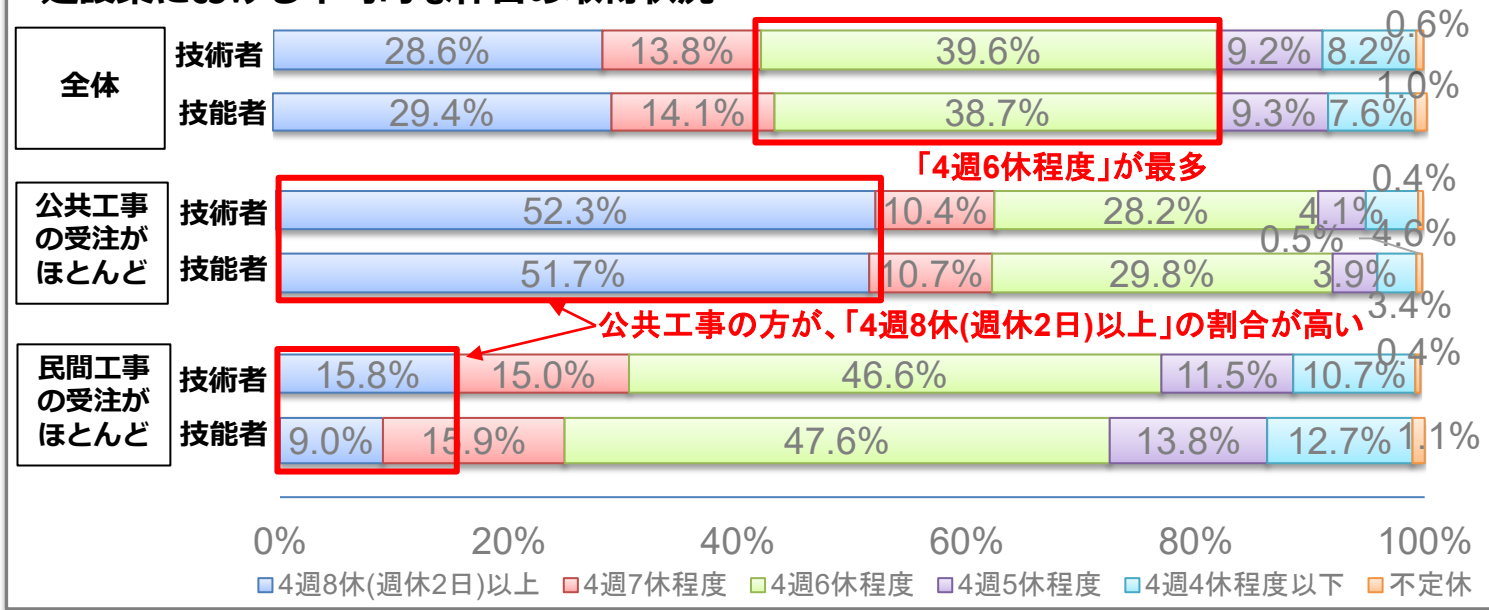
○厚生労働省「毎月勤労統計調査」
パートタイムを除く一般労働者



建設業について、年間の出勤日数は全産業と比べて10日多い。また、年間の総実労働時間は全産業と比べて48時間長い。

出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」
年度報より国土交通省作成

建設業における平均的な休日の取得状況



技術者・技能者ともに4週8休（週休2日）の確保ができていない場合が多い。

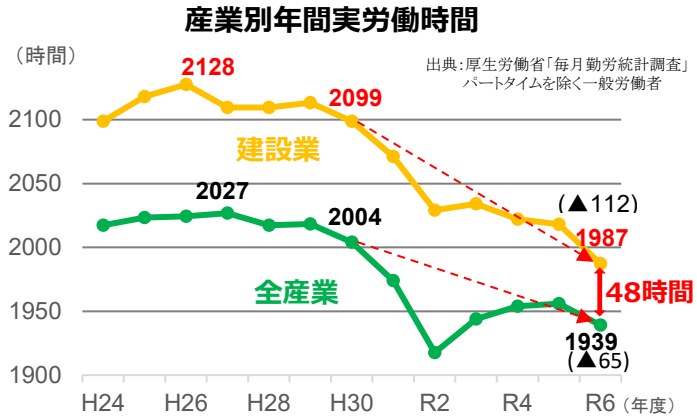
出典：国土交通省「令和6年度　適正な工期設定による働き方改革の推進に関する調査」

建設業の働き方改革の取組

国土交通省

○これまでの働き方改革の取組によって、
建設業の**労働時間は他産業よりも大きく減少**したが、**なお高水準**。

○令和６年４月から適用された**時間外労働の上限規制に的確に対応**するとともに、将来にわたって**担い手を確保**していくため、働き方改革に取り組む必要。



最近の働き方改革の取組

1.規制内容の周知徹底

- リーフレットや会議等で、建設業界、発注者へ周知・要請
- 一般国民にも動画等によって周知・啓発



■建設業者向けリーフレット（厚生労働省）



■動画による広報（厚生労働省）

2.公共工事における週休２日工事の対象拡大

〔直轄〕　週休２日が定着。他産業と遜色ない多様な働き方を支援
〔都道府県〕原則全工事で週休２日を目指して取組を一層強化
〔市町村〕　国と都道府県が連携し全市町村での導入を働きかけ

3．適正な工期設定

- 中央建設業審議会が「工期に関する基準」を策定(R6.3改定)

<改定の主な内容>
○注文者は、時間外労働規制を遵守して行う工期の設定に協力
○自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定

→ 基準を踏まえた適正工期の設定を自治体・民間発注者へ働きかけ

- 適正な工期の確保、建設業従事者の処遇改善に向け、厚労省と連名で官民発注者に要請
- 建設Gメンが実地調査し、是正指導

4.生産性の向上

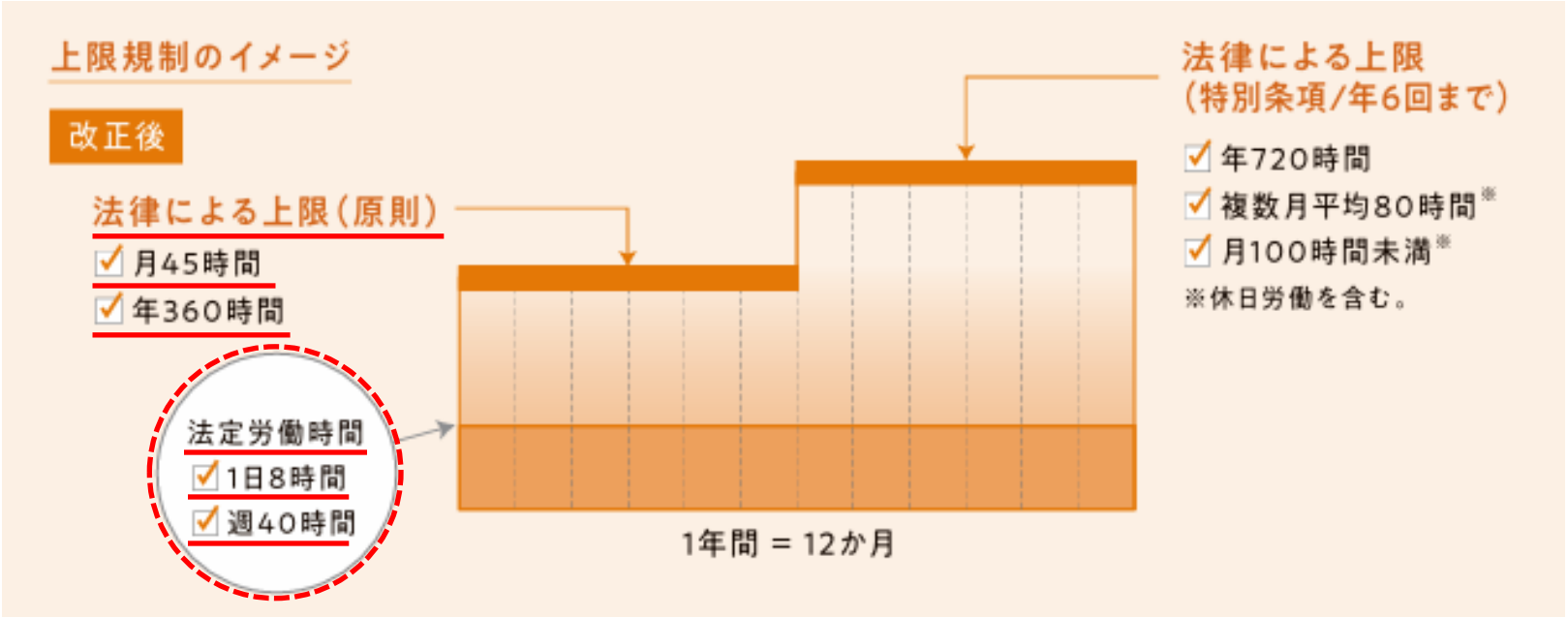
- 労働時間削減のノウハウ等を整理した好事例集を作成・横展開
- 建設業従事者が活用可能なICT機器導入支援策の周知・拡大
- 直轄工事における工事関係書類の簡素化

受注者に対する規制＿建設業における時間外労働規制の見直し（働き方改革関連法）

国土交通省

〇労働基準法の改正により、時間外労働規制を見直し
〇違反した場合、使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金
〇大手企業は平成31年4月から、中小企業は令和2年4月から適用
　⇒建設業は令和6年4月から適用

「労働基準法」（平成30年6月改正）
罰則：使用者に6か月以下の懲役又は30万円以下の罰金



事業者が安心して遵守できる環境の構築（＝「週休２日工事」の発注）が極めて重要

工期に関する基準 改正の概要（令和6年3月）

国土交通省

- 「工期に関する基準」は、適正な工期の設定や見積りにあたり発注者及び受注者（下請負人を含む）が考慮すべき事項の集合体であり、建設工事において適正な工期を確保するための基準である（令和２年７月作成）。
- 令和６年４月からの建設業の時間外労働規制適用を踏まえ、規制の遵守の徹底を図るべく、同年３月に同基準を改定。

第１章　総論

（１）背景
（２）建設工事の特徴
（３）**建設工事の請負契約及び工期に関する考え方**
（４）本基準の趣旨
（５）適用範囲
（６）**工期設定における受発注者の責務**

・本基準を踏まえた適正な工期設定は、契約変更でも必要。

・受発注者間のパートナーシップ構築が各々の事業継続上重要。

・受注者は、契約締結の際、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りを提出するよう努める。

・発注者※は、受注者や下請負人が時間外労働規制を遵守できる工期設定に協力し、規制違反を助長しないよう十分留意する。

・発注者※は、受注者から、時間外労働規制を遵守した適正な工期による見積りが提出された場合、内容を確認し、尊重する。

※下請契約における注文者も同じ

第２章　工期全般にわたって考慮すべき事項

（１）**自然要因**
（２）**休日・法定外労働時間**
（３）イベント
（４）制約条件
（５）契約方式
（６）関係者との調整
（７）行政への申請
（８）**労働・安全衛生**
（９）工期変更
（１０）その他

・自然要因（猛暑日）における不稼働を考慮して工期設定。

・十分な工期確保や交代勤務制の実施に必要な経費は請負代金の額に反映する。

・勤務間インターバル制度は、安全・健康の確保に有効。

第３章　工程別に考慮すべき事項

（１）**準備**　（２）施工　（３）後片付け

・会社指揮下における現場までの移動時間や、運送業者が物品納入に要する時間も労働時間に含まれ、適切に考慮して工期を設定。

第４章　分野別に考慮すべき事項

（１）住宅・不動産（２）鉄道（３）電力（４）ガス

第５章　働き方改革・生産性向上に向けた取組について

（優良事例集）

第６章　その他

（１）著しく短い工期と疑われる場合の対応
（２）**建設資材価格高騰を踏まえた適切な価格転嫁の対応**
（３）基準の見直し

・資材の納入遅延や高騰は、サプライチェーン全体で転嫁する必要。

・各業界団体の取組事例等を更新。

建設工事における猛暑対策サポートパッケージ【概要版】

【概要】
〇建設業の担い手を確保するため、他産業と遜色のない労働条件・労働環境の実現が必要
〇猛暑は今後も続くと想定され、厳しい作業環境において、地域の実情を踏まえ、最新の知見・技術を総動員した多様な働き方の実現が必要
〇施工者の自主性を尊重しつつ、地域の実情や現場の状況等に応じて、受注者が施工の時期、時間や方法を柔軟に選択できるよう、工期の設定、新技術の導入や熱中症対策に係る費用等について支援する取組を「建設工事における猛暑対策サポートパッケージ」としてとりまとめ

来季に向けて実施する具体的な施策・取組

1. 猛暑期間・時間の作業回避

（1－1）猛暑期間を回避した工事発注
- 猛暑日（WBGT値）を考慮した工期設定
- 発注者による、猛暑期間の現場施工を回避する工夫（準備工、工場製作等）により、工期設定

（1－2）猛暑期間を休工可能とする工事発注
- 猛暑期間を休工可能とする工事発注の実現に向け、効果や必要となる費用・取組の調査を目的とした試行工事の実施【新規】

（1－3）猛暑期間における現場施工回避の協議の明記
- 宇都宮国道事務所等において、試行的に実施
- 特記仕様書への記載を他事務所に展開【新規】

（1－4）猛暑時間の施工回避
- 現場環境に応じて、作業の開始時間、終了時間を、監督職員と協議の上、柔軟に設定
- 早朝・夜間施工に係る警察や地元等への協議について、必要がある場合、発注者が協力すること等について、特記仕様書へ記載【新規】

（1－5）1年単位の変形労働時間制（1－2～1－4とセット）
- 1年単位の変形労働時間制の活用に向けた関係者との連携【新規】

（1－6）適切な設計図書の作成

（1－7）労働実態の把握

2. 効率的な施工、作業環境の改善

（2－1）i-Construction 2.0の推進
- 施工・データ連携・施工管理のオートメーション化の取組を加速

（2－2）作業環境の改善
- 個社毎の取組（定置式水平ジブクレーン、バイタルチェック機器等）
- 技術開発の促進（SBIR制度による支援に向けた公募実施）【新規】
- 技術提案評価型S型を活用した、作業環境の改善に資する施工方法・施工計画の工夫促進【新規】

3. 猛暑対策に必要な経費等の確保

（3－1）熱中症対策に係る経費
- 現場管理費、現場環境改善費での熱中症対策費用の計上
- 実態に応じた熱中症対策費用の確保【新規】

（3－2）直接工事費
- 維持工事等で標準歩掛がない作業は見積り等による精算変更
- 施工実態調査に基づく歩掛の見直し

4. 地方公共団体・民間発注者等への周知・要請、好事例の横展開

（4－1）工期における猛暑日考慮の徹底【新規】
- 「工期に関する基準」の対応状況調査、働きかけ等

（4－2）工期以外の猛暑対策の推進【新規】

（4－3）好事例の横展開【新規】

中長期的な課題への対応

- 日給制の技能労働者の年間総労働時間・賃金を確保する方策
- 1年単位の変形労働時間制の運用改善、生命・安全を守るための猛暑日における作業のあり方の議論

発注者に対する規制＿建設業法、入札契約適正化法

国土交通省

〇建設業法において、「不当に低い請負代金」「著しく短い工期」を禁止
　⇒発注者に対して勧告、公表（国土交通大臣又は都道府県知事）
〇入札契約適正化法において、適正化指針に照らした措置の実施のために必要がある場合
　⇒公共発注者に対して勧告（国土交通大臣及び総務大臣）　※令和6年6月担い手3法改正に伴い新設

● 建設業法

第１９条の３（不当に低い請負代金の禁止）
　注文者は、自己の取引上の地位を不当に利用して、その注文した建設工事に通常必要と認められる原価に満たない金額の請負契約を締結してはならない。（＝週休２日に必要な経費の計上が必要）

第１９条の５（著しく短い工期の禁止）
　注文者は、その注文した建設工事を施工するために通常必要と認められる期間に比して著しく短い期間を工期とする請負契約を締結してはならない。（＝週休２日に必要な工期の確保が必要）

違反した場合、発注者に対して勧告（従わない場合は公表）
（第１９条の６第２項、第３項）

発注者向けリーフレット（関東地方整備局の例）



● 公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律（入札契約適正化法）

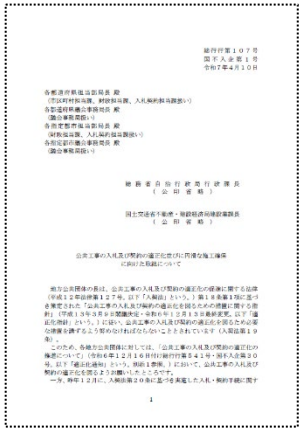
第２１条第２項（要請等）
　国土交通大臣及び総務大臣は、地方公共団体に対し、公共工事の入札及び契約の適正化を促進するため適正化指針に照らして特に必要があると認められる措置を講ずべきことを要請することができる。

R7.4.10付 要請「公共工事の入札及び契約の適正化並びに円滑な施工確保に向けた取組について」
　週休２日工事等を実施していない又は休日を考慮していない市区町村においては、（中略）速やかに週休２日工事の実施や工期における休日の考慮を行うこと。

R6.6 新設

特に必要がある場合、地方公共団体（＝公共発注者）に対して勧告
（第２１条第４項）

地方公共団体宛要請（国土交通大臣・総務大臣）



第三次・担い手３法（令和６年改正）の全体像

インフラ整備の担い手・地域の守り手である建設業等がその役割を果たし続けられるよう、
担い手確保・生産性向上・地域における対応力強化を目的に、**担い手３法を改正**

		議員立法 公共工事品質確保法等の改正	政府提出 建設業法・公共工事入札適正化法の改正
担い手確保	処遇改善	●賃金支払いの実態の把握、必要な施策 ●能力に応じた処遇 ●多様な人材の雇用管理の改善	●標準労務費の確保と行き渡り ●建設業者による処遇確保
	価格転嫁（労務費へのしわ寄せ防止）	●スライド条項の適切な活用（変更契約）	●資材高騰分等の転嫁円滑化 － 契約書記載事項 － 受注者の申出、誠実協議
	働き方改革・環境整備	●休日確保の促進　●学校との連携・広報 ●災害等の特別な事情を踏まえた予定価格 ●測量資格の柔軟化【測量法改正】	●工期ダンピング防止の強化 ●工期変更の円滑化
生産性向上		●ＩＣＴ活用（データ活用・データ引継ぎ） ●新技術の予定価格への反映・活用 ●技術開発の推進	●ＩＣＴ指針、現場管理の効率化 ●現場技術者の配置合理化
地域における対応力強化	地域建設業等の維持	●適切な入札条件等による発注 ●災害対応力の強化（ＪＶ方式・労災保険加入）	
	公共発注体制強化	●発注担当職員の育成 ●広域的な維持管理 ●国からの助言・勧告【入契法改正】	

（参考）

◇公共工事品質確保法等の改正
・公共工事を対象に、よりよい取組を促進（トップアップ）
・誘導的手法（理念、責務規定）

◇建設業法・公共工事入札適正化法の改正
・民間工事を含め最低ルールの底上げ（ボトムアップ）
・規制的手法など

建設業法及び公共工事の入札及び契約の適正化の促進に関する法律の一部を改正する法律（概要）

令和6年法律第49号
令和6年6月14日公布

背景・必要性

・建設業は、他産業より賃金が低く、就労時間も長いため、担い手の確保が困難。

（参考1） 建設業の賃金と労働時間

	賃金		労働時間	
建設業※	432万円/年	（▲15.0%）	2,018時間/年	（+3.1%）
全産業	508万円/年		1,956時間/年	

※賃金は「生産労働者」の値
出典：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」（令和5年）　出典：厚生労働省「毎月勤労統計調査」（令和５年度）

（参考2）建設業就業者数と全産業に占める割合（ ）内
［H9］ 685万人（10.4%）⇒［R5］483万人（7.2%）
出典： 総務省「労働力調査」を基に国土交通省算出

・建設業が「地域の守り手」等の役割を果たしていけるよう、時間外労働規制等にも対応しつつ、処遇改善、働き方改革、生産性向上に取り組む必要。

処遇改善　賃金の引上げ
労務費へのしわ寄せ防止　資材高騰分の転嫁
働き方改革 生産性向上　労働時間の適正化 現場管理の効率化

→ 担い手の確保 → 持続可能な建設業へ

概要

黄色部分：令和７年12月12日施行
それ以外：令和６年施行済

1．労働者の処遇改善

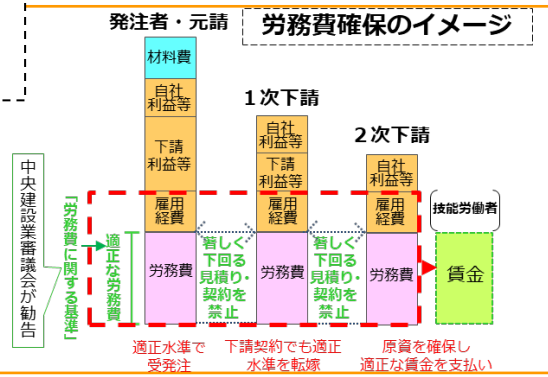
○**労働者の処遇確保を建設業者に努力義務化**
➡国は、取組状況を調査･公表、中央建設業審議会へ報告

○**「労務費に関する基準」の勧告**
・中央建設業審議会が「労務費に関する基準」を作成･勧告

令和６年施行により中建審に作成権限が付与
→令和７年12月２日に作成され、実施が勧告された

○**適正な労務費等の確保と行き渡り**
・著しく低い労務費等による見積りや見積り依頼を禁止
➡国土交通大臣等は、違反発注者に勧告･公表（違反建設業者には、現行規定により指導監督）

○**原価割れ契約の禁止を受注者にも導入**



2．資材高騰に伴う労務費へのしわ寄せ防止

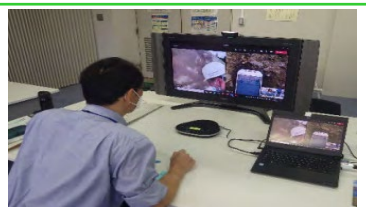
○**契約前のルール**
・資材高騰など請負額に影響を及ぼす事象（リスク）の情報は、受注者から注文者に提供するよう義務化
・資材が高騰した際の請負代金等の「変更方法」を契約書記載事項として明確化

○**契約後のルール**
・資材高騰が顕在化した場合に、受注者が「変更方法」に従って契約変更協議を申し出たときは、注文者は、誠実に協議に応じる努力義務※
※公共工事発注者は、誠実に協議に応ずる義務

3．働き方改革と生産性向上

○**長時間労働の抑制**
・工期ダンピング対策を強化（著しく短い工期による契約締結を受注者にも禁止）

○**ICTを活用した生産性の向上**
・現場技術者に係る専任義務を合理化（例. 遠隔通信の活用）
・国が現場管理の「指針」を作成（例. 元下間でデータ共有）
➡特定建設業者※や公共工事受注者に効率的な現場管理を努力義務化 ※多くの下請業者を使う建設業者
・公共工事発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化（ICTの活用で施工体制を確認できれば提出を省略可）


技術者が、カメラ映像を確認し、現場へ指示



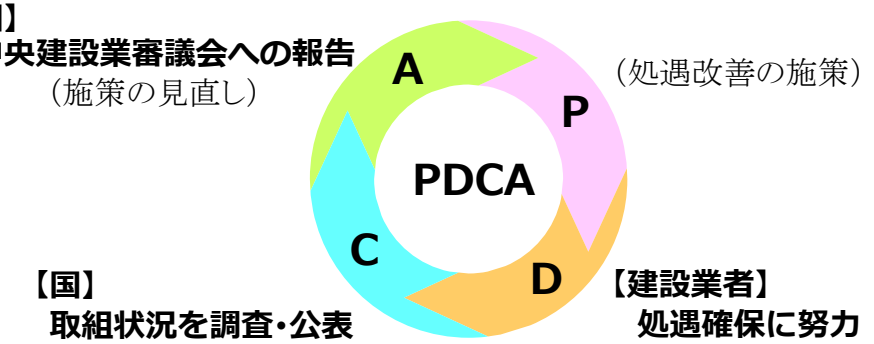
建設業法改正事項（処遇改善）

国土交通省

（１）建設業者の責務、取組状況の調査

○ 労働者の**処遇確保**を建設業者に**努力義務**化

➡ 国は、建設業者の取組状況を**調査・公表**、中央建設業審議会に**報告**



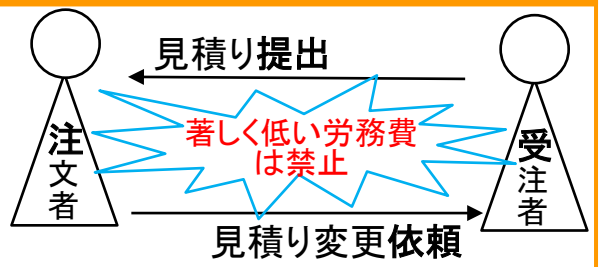
（２）労務費（賃金原資）の確保と行き渡り

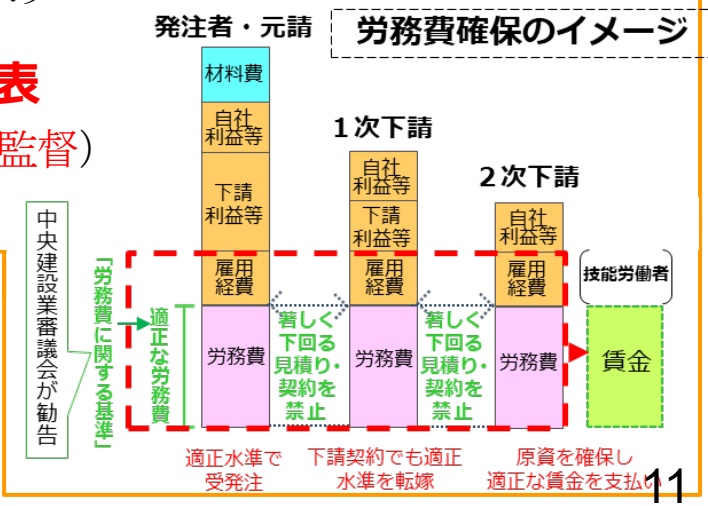
○ 中央建設業審議会が「**労務費に関する基準**」を作成・**勧告**

○ **著しく低い労務費**等※による見積り提出（受注者）や見積り変更依頼（注文者）を**禁止**　　※ 施工に通常必要な労務費等を著しく下回るもの

➡**違反**して契約した**発注者**には、国土交通大臣等が**勧告・公表**

（違反して契約した建設業者（注文者・受注者とも）には、現規定により、指導・監督）





（３）不当に低い請負代金の禁止

○ **総価での原価割れ契約**を**受注者**にも**禁止**

（現行）**注文者**は、地位を利用して、原価割れ契約をしてはならない。

労務費に関する基準の基本的考え方

国土交通省

➢ 「労務費に関する基準」は、技能者の処遇改善により建設業を持続可能なものとするため、「通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」を示すことにより、適正な労務費（賃金の原資）が、公共工事・民間工事にかかわらず、受発注者間、元請-下請間、下請間の全ての取引段階の請負契約において確保され、技能者に適正な賃金が支払われることを目指すものである。

「労務費に関する基準」の位置づけ

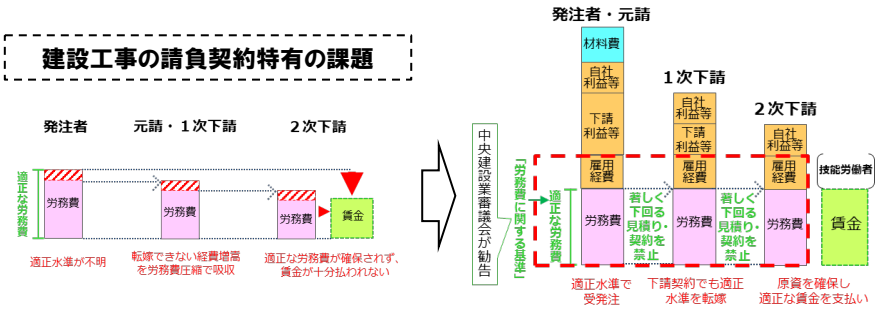
・公共工事・民間工事を問わず、契約当事者間での価格交渉時に参照できる、**「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費」（＝適正な労務費）の相場観**として作成。

・個別の契約において確保されるべき労務費は個々の現場ごとに異なるため、**受注者は見積り時**（公共工事であれば入札時）**に、本基準の考え方に沿って適正に労務費等を見積り、価格交渉・決定することが必要**。

・本基準の考え方に比して、著しく低い労務費等による受注者からの見積り、注文者からの見積り変更依頼、総価での原価割れ契約について、行政が指導・監督を行う際の参考指標としても活用。

労務費確保のイメージ

建設工事の請負契約特有の課題



「建設工事を施工するために通常必要と認められる労務費（＝適正な労務費）」の考え方

・技能者の賃金水準について、まずは早急に公共工事設計労務単価水準並とし、**他産業並以上への処遇改善を実現**することを目指す。

・この水準の賃金支払いに必要な原資を、公共工事・民間工事を通じて確保するため、**「適正な労務費」を公共工事設計労務単価を計算の基礎とした水準とする**。
（高い技能を持つ技能者が施工する必要がある場合等においては、受注者側が労務単価を割り増して見積り、価格交渉により必要な労務費を確保。）

通常必要と認められる労務費
＝適正な労務費

＝ 設計労務単価 × 労働時間
＝ 設計労務単価 × 歩掛 × 数量

○**労務単価**については、**設計労務単価を下回る水準を設定しない**こと、**歩掛**については、当該工事の施工条件・作業内容等に照らして、**受注者として責任を持って施工できる水準を計算して設定**することが必要。

○**個々の請負契約における適正な労務費確保の円滑化のため**、別途、国土交通省が、職種分野別に、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の、本基準を踏まえた**適正な労務費の具体値を、「労務単価×歩掛」の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表。**

労務費に関する基準を踏まえた「基準値」の公表

国土交通省

- 価格交渉における、本基準に沿った適正な労務費の確保をより円滑に進めるため、国土交通省において、**職種分野別に、本基準を踏まえた適正な労務費の具体値を、トンあたり、平米あたり等の「単位施工量当たり労務費」の形で「基準値」として公表**。
- 基準値は、専門工事業団体・元請建設業団体・国土交通省から成る「職種別意見交換会」等を経て決定。
- 基準値は、標準的な作業内容・施工条件等を前提とした場合の値とし、個別の請負契約においては、**受注者が現場ごとに本基準値を踏まえて労務費等を適正に見積もる**こと、また、**注文者がそれを尊重する**ことが必要。

※基準値の定めのない職種分野においても、本基準の基本的考え方に沿った「適正な労務費」を確保する必要性に変わりはない。

基準値のフォーマット

※建築工事の原則パターン

対象工事

「労務費の基準値」の前提となる標準的な規格・仕様

歩掛と設計労務単価から算出した「労務費の基準値」

算出根拠（内訳）

工事の種類		●●工事			
標準的な規格・仕様		□□□			
	条件 ××の種類	×××			
	条件 △△の種類	△△△			
労務費の基準値(例)		1,754(円/m2)(例)			
	内訳	職種	施工単位当たり歩掛（人・日/m2）	設計労務単価（円/人・日）	施工単位当たり歩掛×設計労務単価（円/m2）
		●●工	0.05	30,000	1,500.00
		■■作業員	0.01	25,400	254.00
		合計			1,754.00

日当たり作業量（参考値）（m2/人・日）
16.67 m2/人・日 =1÷0.06 人・日/m2

日当たり作業量（参考値）※施工単位当たり歩掛の合計の逆数

設計労務単価：令和○年3月から適用する公共工事設計労務単価（東京）による
労務歩掛：◇◇◇◇による
（内訳の職種も同資料に沿ったもので計算過程を示したもの）
「日当たり作業量（参考値）」は、職種を問わず、「施工単位当たり歩掛」の合計の逆数から算出した参考値である。

【代表的な歩掛の作業内容】
□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業

【条件】
・条件は以下の通り。
××の種類：×××
△△の種類：△△△
・◆◆◆◆が必要な場合は別途計上する。

【留意点】
・主な作業内容としては、上記条件における□□□における製作・加工・組立・設置・撤去,×××の設置,△△△の作業を想定しているが、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、現場毎で考慮し、適切な補正を行う必要がある。
……（例えば、作業に当たっての制約要件（作業場所の広さ等）など【条件】を補足する内容を記載することを想定）を基本とする

なお、上記条件と異なる場合には、個々の建設工事の実態に即して、適切な補正を行う必要がある。

算出に使用した設計労務単価と歩掛の詳細

見積・価格交渉等の場面における留意点（職種別意見交換会において検討し、その結果を反映した内容を記載）

基準値の例

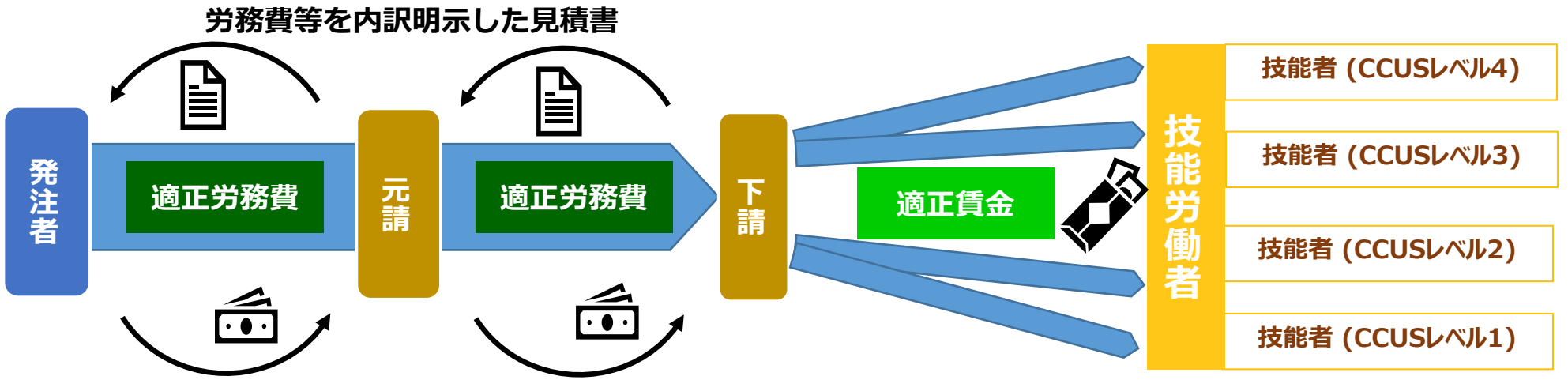
職種分野	基準値	適用条件等
鉄筋工事（建築）	71,472円/t	代表的な歩掛の作業内容：建築構造物等の鉄筋の工場加工及び現場組立、コンクリート打設時における合番 条件：RCラーメン構造、階高3.5～4.0m程度、形状単純　等
型枠工事（建築）	5,291円/m²	代表的な歩掛の作業内容：建築構造物等の合板型枠の加工及び組立、コンクリート打設時の合番、型枠点検及び保守、型枠の取外し 条件：普通合板型枠、ラーメン構造・地上軸部、階高3.5～4.0m程度　等

※職種分野別に代表的な基準値（東京都の例）を例示
※基準値は個別の請負契約においてそのまま適用できるものではなく、特殊な気象条件や現場制約等がある場合には、具体の作業内容や施工条件等を踏まえ、基準値を補正して労務費を算出する必要がある。

上記を含め、22職種分野133工種（作業）において基準値を設定済み。（全29許可業種中19業種に対応）

労務費に関する基準を軸とした適正賃金支払いの実現

○ 「労務費に関する基準」により、公共工事・民間工事を問わず、下請取引を含めて**適正な労務費（賃金の原資）を確保**するとともに、「CCUSレベル別年収」による、個々の**技能者の経験・技能に応じた適正な賃金の支払い**を目指す。



労務費等を内訳明示した見積の商慣行化

国・団体による様式例の提供等を通じ見積書における労務費等の内訳明示の商慣行化

技能者を大切にする企業の自主宣言制度

適切に技能者を処遇する優良事業者を見える化・優先選定する仕組みを導入

コミットメント制度の導入

請負契約の注文者が、受注者の適正な労務費・賃金支払いを確認する仕組みを導入

CCUSレベル別年収の支払い

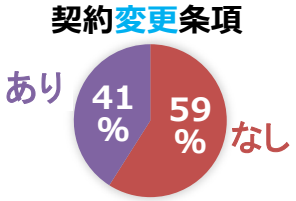
技能者の技能・経験に応じた設計労務単価水準の賃金としてCCUSレベル別年収を推進

建設業法改正事項（価格転嫁関係）

国土交通省

契約前のルール

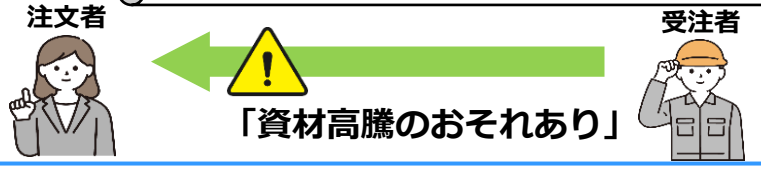
○ 資材高騰に伴う**請負代金**等の「**変更方法**」を**契約書**の**法定記載事項**として明確化



（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和4年度）

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。

○ 受注者は、**資材高騰**の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**



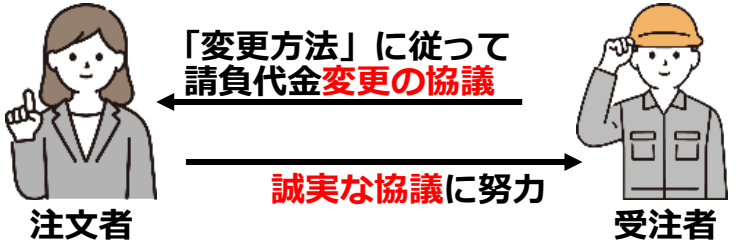
資材高騰等が顕在化したとき

契約後のルール

○ 契約前の通知をした**受注者は**、注文者に請負代金等の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務



期待される効果

資材高騰分の転嫁協議が円滑化、労務費へのしわ寄せ防止

価格転嫁・工期変更協議の円滑化ルールの詳細

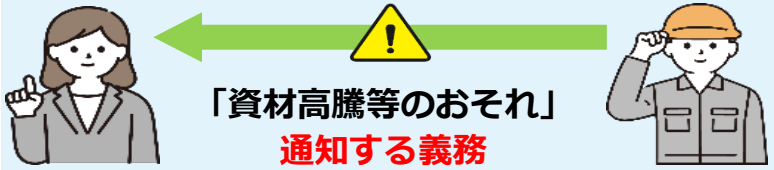
国土交通省

令和６年12月からの施行に際して、制度運用上の留意点をとりまとめたガイドライン*を公表

*建設業法令遵守ガイドライン　*発注者・受注者間における建設業法令遵守ガイドライン

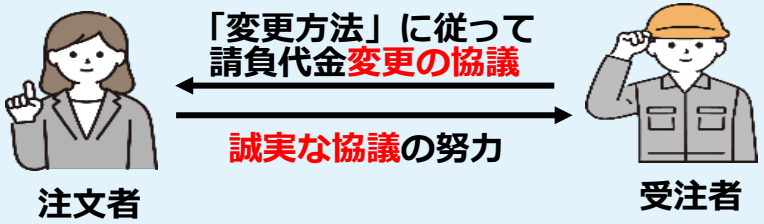
【契約前】

契約書（イメージ）
第○条　請負代金の変更方法
- 材料価格に著しい変動を生じたときは、受注者は、請負代金額の**変更を請求**できる。
- 変更額は、**協議して定める**。協議に当たっては、**工事に係る価格等の変動の内容その他の事情等を考慮**する。



資材高騰等が顕在化したとき

【契約後】



なお、事前通知がなかったことのみでは、協議を拒む理由にはならない
⇒契約上の「変更方法」に基づき適切に協議

請負代金等の「変更方法」を契約書の法定記載事項に

「**契約変更を認めない**」契約も、契約書の法定記載事項として**認められない**

おそれ情報の通知（受注者）

契約前に、**資材高騰等のリスクを**注文者・受注者の**双方**が**共有**
⇒契約後、実際に発生した場合の変更協議を円滑化

【「おそれ」情報の具体的内容】

天災などの自然的又は人為的な事象により生じる、
- **主要な資機材の供給の不足／遅延**又は**資機材の価格の高騰**
- 特定の工種における**労務の供給の不足**又は**価格の高騰**

※契約時に未発生の自然的事象に起因する事象については、発生の蓋然性を合理的に説明できる場合を除き事前に予測することは困難と考えられることから、通知が義務づけられる情報とは想定しがたい。

【「おそれ」情報の通知方法】

- 受注者の通常の事業活動において把握できる、**一定の客観性を有する統計資料等**に裏付けられた情報が根拠

※国や業界団体の統計資料、報道記事、下請業者・資材業者の記者発表など

- **書面**又はメール等の**電磁的方法**により、**見積書交付等**のタイミングで通知

誠実協議（注文者）

注文者は、受注者の協議申出に対して、協議のテーブルに着いたうえで、変更可否について説明する必要

【「誠実」に協議に応じていないと思われる例】

- 協議の開始自体を正当な理由なく**拒絶**
- 協議の申出後、合理的な期間以上に協議開始を**あえて遅延**
- 受注者の主張を一方的に否定or十分に聞き取らずに**協議を打ち切る**

法改正を踏まえた対応：契約変更協議に関する規定の追加（民間標準約款の改正）

背景・経緯

➢ 改正法により、資材高騰に係る契約変更に関するルールとして、建設業法に以下の内容を措置したところ

①請負代金額等の「変更方法」 を契約書の法定記載事項として明確化

②資材高騰など、請負代金額等に影響を及ぼす事象が発生するおそれがあるときは、契約締結前に、受注者は注文者に対して当該情報を通知

③資材高騰等が顕在化した場合、受注者から発注者に対して契約変更の協議の申出ができることとし、注文者は誠実に協議に応じる努力義務

改正内容

➢ 改正法を踏まえ、価格等の変動に伴う契約変更協議の円滑化を図るため、標準約款に以下の規定を盛り込む ※以下の条項は民間約款（甲）の場合

①**契約変更請求ができる場合の追加**（第30条第5項、第31条第1項）

・**主要な資材の供給の著しい減少**その他の**工期に影響を及ぼす事象**、**資材の価格の高騰**その他の**請負代金額に影響を及ぼす事象が発生したケースを追加**

②**協議の申出や誠実協議に関する規定の追加**（第30条第6項及び第7項、第31条第4項及び第5項）

・契約変更請求を行った場合、**相手方に協議を求めることができる旨を明確化**

・協議の申出を受けた者は、**誠実に協議に応じるよう努める旨を規定**

③**適切な価格転嫁に関する規定の追加**（第31条第2項）

・請負代金額を変更するときは、**適切な価格転嫁による適正な請負代金の設定がなされるよう**、**価格等の変動内容を考慮する旨を明確化**

建設業法の改正事項（働き方改革・生産性向上関係　令和6年12月施行）

国土交通省

（１）働き方改革

① 工期ダンピング※対策を強化

※ 通常必要な工期よりも著しく短い工期による契約
中央建設業審議会が「工期の基準」を作成・勧告

○ 新たに**受注者**にも**禁止**

（現行）注文者は、工期ダンピングを禁止

(参考) 工期不足の場合の対応

1位　休日出勤　59%
2位　作業員の増員　58%
3位　早出や残業　40%

（出典）国土交通省「適正な工期設定等による働き方改革の推進に関する調査」（令和5年度）

➡ **違反した建設業者には、指導・監督**

② 工期変更の協議円滑化

契約前

○ 受注者は、**資材の入手困難**等の「**おそれ情報**」を注文者に**通知**する**義務**

（注）不可抗力に伴う工期変更は、契約書の法定記載事項（現行）

契約後

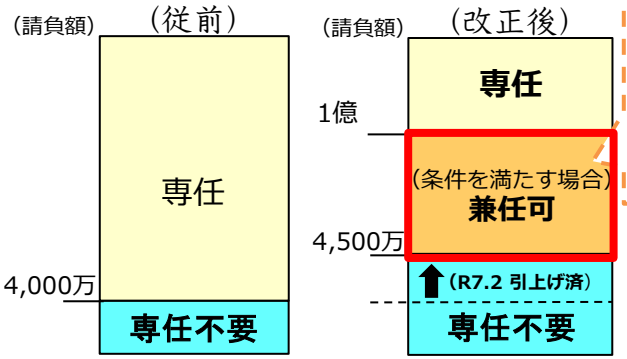
○ 上記通知をした**受注者は**、注文者に工期の**変更を協議できる**。

➡ 注文者は、**誠実に協議**に応ずる**努力義務**※

※ 公共発注者は、協議に応ずる義務

（２）生産性向上

① 現場技術者の専任義務の合理化



◆ 営業所専任技術者の兼任**不可**

◆ 営業所専任技術者の兼任**可**

【主な条件】
- 兼任する現場間移動が容易
- ICTを活用し遠隔からの現場確認が可能
- 兼任する現場数は一定以下

＜例＞遠隔施工管理



（注）請負額の基準額は、建築一式工事にあっては2倍の額

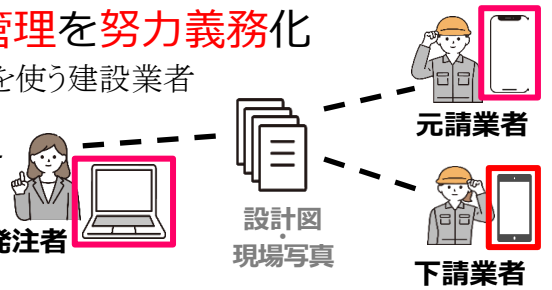
② ICTを活用した現場管理の効率化

○ 国が現場管理の「指針」を作成

➡ 特定建設業者※や公共工事受注者に対し、効率的な現場管理を努力義務化

※多くの下請け業者を使う建設業者

＜例＞ 元下間のデータ共有



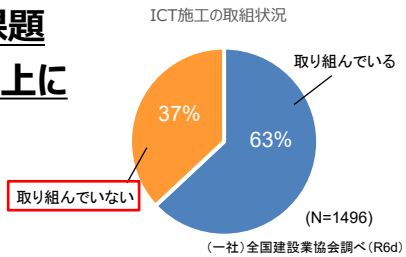
○ 公共発注者への施工体制台帳の提出義務を合理化
（ICT活用で確認できれば提出は不要に）

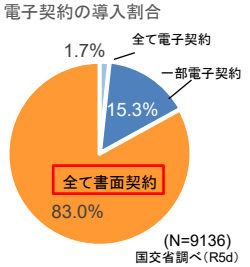
情報通信技術を活用した建設工事の適正な施工を確保するための基本的な指針（ICT指針）

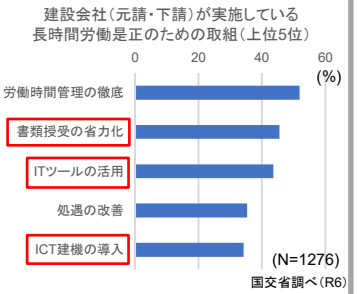
国土交通省

背景・課題

- 「地域の守り手」である建設業においては、**担い手確保が喫緊の課題**
- 建設業の持続可能な発展のため、**現場管理の効率化・生産性向上に資する建設業のICT化が不可避**
- 建設分野におけるICT活用に向けた技術開発が進展しつつある一方、建設業のICT化は不十分な現状







第三次・担い手3法

①ICT活用による現場管理を努力義務化（特定建設業者・公共工事受注者）
②ICT活用による現場管理の下請に対する指導を努力義務化（元請）
③ICTを活用した現場管理の指針作成（国）　④公共工事でのＩＣＴ活用に向けての助言・指導等（公共工事発注者）

赤字 事業者の取組
青字 国・発注者の取組

ICT指針の概要

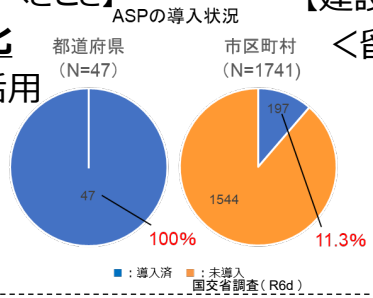
〈主なポイント〉

- ○ **建設業者によるICTを活用した生産性向上策への積極的取組み、ICTを活用した施工管理を担う人材育成が待ったなしの課題**
- ○ **特定建設業者はもちろん、その他の建設業者についても、経営規模等に応じたICT化への取組みが不可欠**
- ○ 建設業のICT化の実現には、建設業者だけでなく、**発注者・工事監理者・設計者等の理解が不可欠**
- ○ 建設業者間での**共同での新技術の開発・研究の促進**による、さらなる技術開発推進が必要
- ○ 工事現場においてICTを活用しやすくなるよう、発注者も通信環境の整備について協力
- ○ **i-Construction2.0の推進も含めた建設業全体のICT化**を推進し、**省力化による生産性向上・建設業の魅力向上**を実現

【バックオフィスに関するICT活用のために取り組むべきこと】

- **元請・下請間の書類等のやり取りの合理化**
- **CCUS、建退共電子申請方式**の積極的活用
- **電子契約**等の積極的活用

※国・自治体は、公共工事における**ASP**の積極的活用、**書類の簡素化**が必要



【建設現場へのICT導入にあたり、**建設業者が留意すべきポイントと事例**】

＜留意点(例)＞

- ✓ 工種・工程・要求精度に見合った最適な機器の選定
- ✓ ICT活用による技術者の兼任制度活用とのシナジー
- ✓ 下請業者等との連携・協働
- ✓ 技術者や技能者の技能向上


ウェアラブルカメラ


3Dレーザースキャナー

中東情勢関連対策ワンストップポータル開設（R8.4.2）

国土交通省

○　国土交通省ホームページに、中東情勢関連対策ワンストップポータルを開設（４月２日）
○　燃料油や石油製品等の供給に関する各分野の相談窓口を開設



○相談窓口　　建設業・住宅産業

建設 （工事契約、建設資材の需給・価格関係）	国土交通本省 不動産・建設経済局建設業課	hqt-kensetsugyouka★ki.mlit.go.jp
住宅 （新築・リフォーム等）	国土交通本省住宅局住宅生産課	hqt-jutakuseisan★gxb.mlit.go.jp
	北海道開発局事業振興部 都市住宅課	hkd-ky-toshi-juutaku★ki.mlit.go.jp
	東北地方整備局建政部 都市・住宅整備課	thr-toshijutaku★mlit.go.jp
	関東地方整備局建政部 住宅整備課	ktr-jyutakugijyutsu★nyb.mlit.go.jp
	北陸地方整備局建政部 都市・住宅整備課	hrr-hokuriku_jyutaku★nyb.mlit.go.jp
	中部地方整備局建政部 住宅整備課	cbr-jyutaku★mlit.go.jp
	近畿地方整備局建政部 住宅整備課	kkr-jyutaku★mlit.go.jp
	中国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	jutakuchisei★cgr.mlit.go.jp
	四国地方整備局建政部 都市・住宅整備課	skr-zyuutaku88★ki.mlit.go.jp
	九州地方整備局建政部 住宅整備課	qsr-juutakuseibi★ki.mlit.go.jp
	沖縄総合事務局開発建設部 建設産業・地方整備課	kenchika.kyoyu.f3h★ogb.cao.go.jp

建設業法違反による通報窓口（駆け込みホットライン）

国土交通省

駆け込みホットラインでは、建設業法違反に関する情報について、匿名性に留意したうえで建設Gメン調査等の端緒情報、許可行政庁への情報提供として利用しております。
※情報提供に不利益が生じないように情報を取り扱います。



